



尾花沢市LINE公式アカウント 「登録お願いします！」

災害時の情報、市の大きなイベントなど重要なお知らせを配信します。ぜひご登録ください。

登録はこちらから↓



ID: obanazawacity

QRコードから登録できない方は、LINEアプリの検索欄で「尾花沢市」と入力し、検索する方法でも登録できます。

☎総合政策課 広報係【内線24】

庁舎・各施設の年末年始 休館・休業のお知らせ

■市役所庁舎・各地区公民館

12月29日(火)～1月3日(日)

■ごみ収集について

12月29日(火)～1月3日(日)

※ごみの特別収集日

12月30日(水)は全地区「もやせるごみ」の収集を行います。

※ごみの搬入受付日

12月30日(水)は「全種類」搬入受付を行います。

受付時間：午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時

■市路線バス

12月31日(木)～1月3日(日)

※銀山線は始発と最終便のみ運休。

鶴子線は市役所発10時30分、大

石田駅発17時35分、鶴子温泉発

7時15分、花笠高原荘発11時20

分のみ運休

■悠美術館

12月29日(火)～1月4日(月)

■サルナート

12月29日(火)～1月3日(日)

■ABES A子ども広場・ゆきごろうはうす(子育て支援センター)

12月29日(火)～1月3日(日)

■芭蕉、清風歴史資料館

12月28日(月)～1月4日(月)

■上柳健康増進施設
12月29日(火)～1月3日(日)
※1月5日(火)、6日(水)は定休日です。

尾花沢地区ふれあい作品展開催

地区の皆さんの作品をサルナートに展示します。作品展スタンプラリーも同時開催中ですので、ぜひお越しください。

■日時／

12月25日(金)～12月27日(日)

午前9時～午後5時

■場所／サルナート

※最終日は午後3時終了。

☎尾花沢地区公民館

☎(23)2016

不用品登録制度

家庭でまだ使えるのに不要になったものを「あげます・譲ります・譲ってください」の情報交換でリサイクルしませんか？

■サイクル情報

■あげます

・卓球台(注意：台座のみ手作りのため標準より12cm程高い)

・作業台等、他の用途をお考えの方も歓迎です。

☎環境整備課 生活環境係
【内線26】

山形交響楽団定期演奏会 無料鑑賞券の申込者募集

■日時／1月16日(土)午後7時～

■場所／山形テルサホール

■申込方法／ハガキに①郵便番号、住所②氏名③電話番号を明記し、

生涯学習スポーツ係へ郵送

※市内在住の方が対象(1人1枚まで)。当選者については、鑑賞券の発送をもってお知らせします。

■申込締切／12月24日(木)必着

☎社会教育課 生涯学習スポーツ係

【内線326】

保育園給食放射性物質測定結果

市内保育園施設の給食の安全性を確認するために輪番で放射性ヨウ素・セシウムを検査を実施しています。

園名	測定結果	給食提供日
ひまわり	不検出	11月9日～13日

☎福祉課 子育て支援係【内線17】

おもたか奨学生の募集

■対象者／令和3年4月に高等学校及び高等専門学校に進学する方で一定の条件を満たし、経済的な理由で奨学金を必要とする方

■貸付額／月額1万5千円

■貸与期間／令和3年4月～就学年限の終期まで

■返済／

10年以内(据置き1年 無利子)

※在学中の中学校へ申請してください。

☎子ども教育課 教育指導室

☎(23)3330

東北大会以上の出場選手に 激励金を支給！

市では、文化及びスポーツ振興と競技力向上、制作意欲向上のため、東北大会以上の大会及び発表会に出場した高校生以上の選手、監督、コーチ等に激励金を支給しています。

文化・スポーツ大会等出場激励 金支給事業

■対象者／

①市内に住所を有する高校生以上の個人。

職親制度をご存知ですか？

「職親」とは、知的障害者福祉法第16条3号に規定される、知的障害者の自立と社会活動への参加を促進するために必要な指導・訓練を行う企業主等のことです。

本市では、知的障害者(療育手帳を所持している者)を雇用し、諸訓練を継続して実施している企業主等に対し、補助金を交付しています。

※障害者の雇用に対し、他の助成金等を受けている場合は除きます。詳細は下記までお問い合わせください。

ださい。
☎福祉課 社会福祉係【内線172】

農家・事業主の方へ 固定資産税の償却資産申告の 準備をお願いします

令和3年度の固定資産税償却資産申告書を12月下旬に発送します。申告書が届いた方、届いていなくても左記「申告対象者」に該当する方は、申告の準備をお願いします。

■申告対象者／市内に事業用の償却資産を所有している個人及び法人

■償却資産とは／事業を営む為に用いる土地及び家屋以外の有形固定資産で次のもの

①所得税及び市県民税または法人税の所得計算上、減価償却の対象となる資産

②耐用年数が1年以上かつ10万円以上の資産(所得の申告で3年間の一括償却を行った20万円未満の資産は対象外)

③事業に使用できる状態の資産

☎(例)

(1)償却済資産(耐用年数が経過した資産)

(2)遊休または未稼働資産(いつで

も稼働することができている状態にあるもの)等
※中古で取得した資産も申告対象となります。
※軽自動車税・自動車税の課税対象のもの(ナンバーがついているもの)は除きます。

■申告期間／

1月4日(月)～2月1日(月)

☎市民税務課 資産税係

【内線125～127】

生産性の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルスの影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、従来の機械装置、器具備品、建物附属設備に加え、事業用家屋及び構築物も特例措置の対象となります。

この特例は「先端設備導入計画」の認定を事前に受けた中小事業者が対象です。

償却資産の申告と併せて、証明書等の写しの提出をお願いします。

■申告期間／

1月4日(月)～2月1日(月)

☎市民税務課 資産税係

【内線125～127】